平成２５年（再イ）第８号
福井市狐橋１丁目214番地２
再生債務者　田部　彰彦
１　決議に付する再生計画案　平成25年６月11日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　平成25年７月18日まで
平成25年６月20日　福井地方裁判所
平成２５年（再イ）第２４号
北九州市八幡西区光明１丁目10番19号　安永アパートＡ104号
再生債務者　縄田美智香
１　決議に付する再生計画案　平成25年６月13日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年７月10日
３　再生計画案に対する回答期間　平成25年７月10日まで
平成25年６月19日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２４年（再ロ）第８号
秋田市仁井田新田２丁目８番９号
再生債務者　髙野　勝
１　決議に付する再生計画案　平成25年５月16日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年７月11日
３　再生計画案に対する回答期間　平成25年７月11日まで
平成25年６月20日
秋田地方裁判所民事第２部
平成２５年（再イ）第２号
茨城県日立市かみあい町１丁目14番１号
再生債務者　藤田奈穂子
１　決議に付する再生計画案　平成25年６月10日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年７月11日
３　再生計画案に対する回答期間　平成25年７月11日まで
平成25年６月20日　水戸地方裁判所日立支部
平成２５年（再イ）第６号
青森県三戸郡南部町大字高橋字高橋24番地１
再生債務者　高橋　信之
１　決議に付する再生計画案　平成25年６月18日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年７月25日
３　再生計画案に対する回答期間　平成25年７月25日まで
平成25年６月20日
青森地方裁判所八戸支部個人再生係

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２５年（再イ）第１３３号
大阪府大東市大野１丁目11番１号　509
再生債務者　越智　久
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成25年６月19日
大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２５年（再ロ）第４号
埼玉県久喜市青毛１丁目５番地３
再生債務者　齊藤　義輝
１　決定年月日時　平成25年６月19日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年７月10日まで
４　一般異議申述期間　平成25年７月24日から平成25年７月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部
平成２５年（再ロ）第１号
島根県出雲市武志町228番地
再生債務者　小村　英二
１　決定年月日時　平成25年６月20日午後４時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年７月11日まで
４　一般異議申述期間　平成25年７月25日から平成25年８月１日まで
松江地方裁判所出雲支部民事部
平成２５年（再ロ）第２号
茨城県土浦市右籾2847番地６
再生債務者　中尾　久美
１　決定年月日時　平成25年６月18日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年７月16日まで
４　一般異議申述期間　平成25年７月30日から平成25年８月20日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係
平成２５年（再ロ）第１００４１号
神奈川県川崎市高津区久本３―14―１―2404
再生債務者　永迫　昌江
１　決定年月日時　平成25年６月18日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年７月16日まで
４　一般異議申述期間　平成25年７月30日から平成25年８月20日まで
東京地方裁判所民事第20部
平成２５年（再ロ）第１号
新潟市南区白根水道町11番75―２号
再生債務者　土屋　益光
１　決定年月日時　平成25年６月20日午前10時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年７月18日まで
４　一般異議申述期間　平成25年８月１日から平成25年８月22日まで
新潟地方裁判所民事部
平成２５年（再ロ）第１号
鹿児島県阿久根市塩鶴町２丁目51番地　市営鶴見タウンＣ棟302号
再生債務者　小牟田真也
１　決定年月日時　平成25年６月20日午前10時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年７月18日まで
４　一般異議申述期間　平成25年８月１日から平成25年８月８日まで
鹿児島地方裁判所川内支部個人再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２４年（再ロ）第２４号
神奈川県茅ヶ崎市浜之郷841番地10
再生債務者　出川　勝哉
１　意見聴取に付する再生計画案　平成25年６月６日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成25年７月４日まで
平成25年６月20日
横浜地方裁判所第３民事部
平成２４年（再ロ）第３号
佐賀県鹿島市大字納富分甲47番地５　辻田貸家
再生債務者　副島　淳
１　意見聴取に付する再生計画案　平成25年６月12日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成25年７月16日まで
平成25年６月18日　佐賀地方裁判所武雄支部
平成２４年（再ロ）第２３号
京都府八幡市八幡舞台38番地の１
再生債務者　杉浦　一
１　意見聴取に付する再生計画案　平成25年６月10日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成25年７月22日まで
平成25年６月20日
京都地方裁判所第５民事部再生係

会社公告

合併

左記会社は合併して甲は乙及び丙の一部を承継して存続し、乙及び丙は解散することにいたしましたので公告します。
効力発生日は平成二十五年八月一日であり、甲の株主総会の承認決議は平成二十五年六月二十六日に、乙の株主総会の承認決議は平成二十五年六月二十六日に、丙の株主総会の承認決議は平成二十五年六月二十七日に、それぞれ終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
（丙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
平成二十五年六月二十八日
仙台市宮城野区榴岡二丁目二番一〇号
（甲）株式会社ジー・テイスト
代表取締役社長　稲吉　史泰
山口県山陽小野田市大字西高泊字西大塚一一九八番地四
（乙）株式会社ジー・ネットワークス
代表取締役社長　阿久津眞史
名古屋市北区黒川本通二丁目四六番地
（丙）株式会社さかい
代表取締役社長　山下　淳